

証券コード 3970
平成30年6月7日

株主各位

東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号
株式会社イノベーション
代表取締役社長 富田直人

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社の第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月21日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成30年6月22日（金曜日）午前10時（受付開始午前9時）
2. 場 所 東京都渋谷区桜丘町26番1号 セルリアンタワー東急ホテル 39階
（末尾記載のご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
【報告事項】 第18期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
【決議事項】
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件

以上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
また、紙資源節約のため本招集通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.innovation.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。
 3. 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、政府による経済対策及び日本銀行による金融緩和策を背景として、一部に改善の遅れもみられますが、個人消費に持ち直しの動きが続いている等、緩やかな回復基調が続いております。

このような環境のもと、当社は「法人営業の新しいスタイルを創造する」事業に集中し拡大するため、平成28年4月から平成31年3月までを投資と拡大期とする成長加速期と位置付けております。当事業年度の売上高は、前事業年度に比して88,318千円増加し概ね計画通りに進捗しました。また、利益面においては、「ITトレンド」及び「BIZトレンド」においてGoogleの検索結果の表示順位が回復しないことによる来訪者数の減少を補うために、集客及び収益構造の改善に費用を要したこと、また、「List Finder」において新機能を追加するための開発や保守・メンテナンス等の計画を予定より早めたことにより費用を要し、計画に届かない進捗となりました。

以上の結果、当事業年度における当社の売上高は1,345,735千円(前年同期比7.0%増。以下括弧同じ。)、営業利益は29,850千円(82.7%減)、経常利益は33,748千円(82.8%減)、当期純利益は23,451千円(80.7%減)となりました。

(1) オンラインメディア事業

オンラインメディア事業の主力である「ITトレンド」及び「BIZトレンド」においては、当事業年度の来訪者数（延べ人数）は集客施策等へ積極的な投資を行ったものの、Googleの検索結果の表示順位が低下したことにより、4,883,418人（2.8%減）となりました。以上の結果、オンラインメディア事業の売上高は1,049,490千円（9.5%増）、セグメント利益は371,499千円（18.5%減）となりました。

(2) セールスクラウド事業

セールスクラウド事業の主力製品である「List Finder」においては、提携会社による販売により、当事業年度末のアカウント数は728件（18.8%増）となったものの、アカウント当たりの単価が低下いたしました。以上の結果、セールスクラウド事業の売上高は296,244千円（1.0%減）、セグメント利益は94,420千円（65.3%増）となりました。

(単位：千円)

	第 17 期		第 18 期		前 期 比
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比	
オンラインメディア事業	958,316	76.2%	1,049,490	78.0%	109.5%
セールスクラウド事業	299,100	23.8%	296,244	22.0%	99.0%
合 計	1,257,416	100.0%	1,345,735	100.0%	107.0%

1-2. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の主なものは、オンラインメディア事業の「ITトレンド」システム開発費15,834千円となります。

(3) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(4) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(5) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当事項はありません。

1-3. 財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 (平成27年 3 月期)	第 16 期 (平成28年 3 月期)	第 17 期 (平成29年 3 月期)	第 18 期 (当事業年度) (平成30年 3 月期)
売 上 高 (千 円)	1,564,888	1,303,891	1,257,416	1,345,735
経 常 利 益 (千 円)	44,782	4,765	195,660	33,748
当 期 純 利 益 (千 円)	6,128	13,172	121,533	23,451
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	5.08	9.79	81.27	12.08
総 資 産 (千 円)	463,646	615,852	1,235,086	1,120,477
純 資 産 (千 円)	85,938	229,484	828,539	859,621

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。1株当たり当期純利益は、小数点以下第2位未満を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数で算出しております。
3. 当社は、平成28年2月29日付で普通株式1株につき1,000株、平成29年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第15期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

1-4. 対処すべき課題

インターネットは経済活動を支えるインフラとして不可欠なものとなっており、当社が提供するインターネットを活用した法人営業を効率化する各種サービスは今後も需要が拡大するものと予測されますが、競合他社との競争は激しさを増すものと認識しております。

当社のさらなる成長を実現するための対処すべき課題は以下のとおりであります。

(1) インターネット業界の変化への対応

当社が提供する法人営業を効率化する各種インターネットサービスは、認知度の向上に伴い今後も規模が拡大すると予測されますが、一方で新規参入、サービスの飽和、価格の下落、代替サービスの登場等も進むものと考えております。当社が今後も継続的に事業を拡大させていくためには、このような変化をいち早く捉え変化に対応するとともに、常に新しい付加価値を創造し続けることが必要であると考えております。このため当社では、技術革新や顧客ニーズの変化にいち早く対応できる柔軟な経営判断及び組織運営を心がけるとともに、機能改善や新機能追加等を迅速かつ継続的に進められるよう優秀な人材の採用や社内の育成環境の整備に積極的に取り組んでまいります。

(2) 事業内容の多様化や新規事業による収益基盤の拡大

① 技術革新及び顧客ニーズの変化への対応

当社のさらなる成長のためには、事業内容の多様化や新規事業への取り組みを進めていくことで収益基盤を拡大することが必要不可欠であると考えております。このため、技術革新及び顧客ニーズの変化をいち早く読み取り、事業内容の多様化及び新規事業に積極的に取り組んでまいります。

② デジタル情報の有効活用

当社が提供する法人営業を効率化する各種インターネットサービスでは、見込み顧客の行動履歴等のデジタル情報が蓄積されております。これらの蓄積されたデジタル情報を活用することが事業内容の多様化や新規事業に必要不可欠であると考えております。このため、蓄積されたデジタル情報を個人情報をも特定しない形式にてビッグデータ化し、それらの分析及び活用に積極的に取り組んでまいります。

(3) 認知度の向上

当社は、これまでインターネットへの広告の掲載、展示会への出展等を通じて顧客を獲得してまいりました。提供する各種サービスの顧客の拡大、企業価値の向上を実現するには当社及びサービスの認知度の向上も必要であると考えております。今後は、費用対効果を見極めながらインターネット、展示会及びマスメディア等も活用し更なる認知度の向上に努めてまいります。

(4) 開発力の強化

当社が提供する法人営業を効率化する各種インターネットサービスは、サービスの機能優位性及び販売価格を維持していくためには機能の改善や追加を迅速かつ継続的に実施していくことが必要であります。当社では、国内自社開発リソースの確保に注力しており、今後も引き続き開発リソースの確保に努めてまいります。

(5) 人材の確保と育成

当社の更なる成長のためには、優秀な人材を数多く確保することが不可欠であります。そのため、新卒採用を中心に積極的な採用活動を継続することはもちろんのこと、労働市場における認知度の向上を図り採用力の向上に努めるとともに、人材に対する教育育成にも引き続き積極的に取り組んでまいります。

(6) システムの安定性の確保

当社は、インターネット上で顧客にサービスを提供しておりシステムの安定稼働の確保は必要不可欠であります。そのため、安定してサービスを提供するため顧客の増加にあわせたサーバの増設等の設備投資を継続的に行うことはもちろん、新しいシステム稼働環境を創造していくことに取り組んでまいります。

(7) 内部管理体制の強化について

当社は、企業価値の拡大を図る中でコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しております。業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な運用、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底しております。今後も、内部管理体制の整備、強化、見直しを適切に行うとともに、法令遵守の徹底に努めてまいります。

1-5. 主な事業内容

(1) オンラインメディア事業

- ① 法人向けIT製品の比較・資料請求サイト「ITトレンド」の運営
- ② 法人向けアウトソーシングサービスの比較・資料請求サイト「BIZトレンド」の運営
- ③ 株式会社日経BPが提供するオンラインメディアを中心としたサービスの営業代行

(2) セールスクラウド事業

- ① 法人営業に特化したマーケティングオートメーションツール「List Finder」の提供
- ② オンライン商談システム「bellFace（提供元：ベルフェイス株式会社）」の代理販売
- ③ これらを基軸としたコンサルティングサービスの提供

1-6. 主要な事業所及び従業員の状況

(1) 主要な事業所（平成30年3月31日現在）

本社：東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号

(2) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
全社	89名	11名増	31.9歳	4.4年

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 臨時従業員は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

1-7. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

1-8. 主要な借入先及び借入額（平成30年3月31日現在）

（単位：千円）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	53,380
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	25,843
株 式 会 社 り そ な 銀 行	8,360
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	6,648

2. 株式に関する事項

2-1. 株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 2,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,964,000株
- (3) 株主数 905名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
富田 直人	914,000	46.54
株式会社NTI	200,000	10.18
株式会社日経ビーピー	140,000	7.13
岸本 真行	60,000	3.05
株式会社リンクアンドモチベーション	42,000	2.14
遠藤 俊一	40,000	2.04
当社社員持株会	27,400	1.40
長谷川 正和	20,000	1.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	19,000	0.97
田中 光子	16,100	0.82

3. 新株予約権等に関する事項（平成30年3月31日現在）

3-1. 当事業年度末日における当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

		第3回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議日		平成27年3月17日	平成28年2月29日
新株予約権の数		10個	7,300個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 20,000株 (注) 1	普通株式 14,600株 (注) 2
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		1株当たり65円 (注) 1	1株当たり750円 (注) 2
権利行使期間		自平成29年3月21日 至平成37年2月28日	自平成30年3月2日 至平成38年1月31日
行使の条件		(注) 3	(注) 4
役員 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 7,000個 目的となる株式数 14,000株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	監査役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 300個 目的となる株式数 600株 保有者数 3名

- (注) 1. 当社は平成28年2月29日付で普通株式1株を1,000株、平成29年7月1日付で普通株式を2株にする株式分割を行っているため、上記に記載の「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の権利行使価額」は、調整後の内容となっております。
2. 当社は平成29年7月1日付で普通株式を2株にする株式分割を行っているため、上記に記載の「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の権利行使価額」は、調整後の内容となっております。
3. 行使の条件は以下のとおりであります。
 (1)新株予約権者が、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員または顧問契約・コンサルティング契約を維持する社外協力者のいずれかの地位を保有していることを要する。ただし、任期満了、定年退職その他当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。新株予約権

者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。

(2)この他の条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。

4. 行使の条件は以下のとおりであります。

(1)新株予約権者が、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員または業務提携先である会社の取締役のいずれかの地位を保有していることを要する。ただし、任期満了、定年退職その他当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。

(2)この他の条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。

3-2. 当事業年度中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

4-1. 取締役及び監査役の氏名等（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 又 は 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役	富 田 直 人	
取 締 役	澤 田 統 吉	企画管理本部長
取 締 役	遠 藤 俊 一	パートナービジネス事業部担当
取 締 役	長 谷 川 正 和	長谷川正和税理士事務所 所長 株式会社オペレーション 代表取締役 株式会社ハピネス・アンド・ディ 監査役 フュージョン株式会社 監査役
常 勤 監 査 役	水 谷 利 明	
監 査 役	小 山 貴 子 (戸籍名：大庭貴子)	株式会社フォーアンド 代表取締役 社会保険労務士事務所フォーアンド 代表 株式会社ツナグ・ソリューションズ 監査役
監 査 役	今 津 泰 輝	弁護士法人今津法律事務所 代表社員 テラ株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役長谷川正和氏は社外取締役であります。
2. 常勤監査役水谷利明氏、監査役小山貴子（戸籍名：大庭貴子）氏、監査役今津泰輝氏の3名は社外監査役であります。
3. 監査役水谷利明氏は、事業会社における長年の管理部門での経験及び監査役の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役長谷川正和氏、常勤監査役水谷利明氏、監査役小山貴子（戸籍名：大庭貴子）氏、監査役今津泰輝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4-2. 辞任した会社役員又は解任された会社役員に関する事項

当事業年度中に退任した取締役は下記のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
岸本 真行	平成30年1月31日	辞任	取締役

4-3. 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の額	摘要
	名	千円	
取締役	5	60,110	うち社外1名 3,360千円
監査役	3	8,400	うち社外3名 8,400千円
計	8	68,510	うち社外4名 11,760千円

- (注) 1. 取締役の定額報酬の限度額は、平成27年6月23日開催の第15回定時株主総会において年額150,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の定額報酬の限度額は、平成27年6月23日開催の第15回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。

4-4. 社外役員に関する事項

- (1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役長谷川正和氏は、株式会社オペレーション代表取締役及び長谷川正和税理士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役小山貴子（戸籍名：大庭貴子）氏は、株式会社フォーアンド代表取締役及び社会保険労務士事務所フォーアンド代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役今津泰輝氏は、弁護士法人今津法律事務所代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動

区 分	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取 締 役	長 谷 川 正 和	当事業年度に開催された取締役会24回の全てに出席しております。税理士としての専門的な見地からの発言を行っております。
監 査 役	水 谷 利 明	当事業年度に開催された取締役会24回の全てに出席し、また、監査役会13回の全てに出席しております。事業会社における管理部門及び監査役としての経験が豊富であり、それらの見地からの発言を行っております。
監 査 役	小 山 貴 子 (戸籍名：大庭貴子)	当事業年度に開催された取締役会24回中23回に出席し、また、監査役会13回の全てに出席しております。社会保険労務士としての専門的な見地からの発言を行っております。
監 査 役	今 津 泰 輝	当事業年度に開催された取締役会24回の全てに出席し、また、監査役会13回の全てに出席しております。弁護士としての専門的な見地からの発言を行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める額としております。

5. 会計監査人に関する事項

5-1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

5-2. 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,500千円
当社及び当該子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務状況及び報酬見積りの算定根拠について、その適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき同意の判断をいたしました。

5-3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

5-4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等に関する事項

6-1. 業務の適正を確保するための体制等に関する決議内容の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号の規定に基づき、平成27年10月19日の取締役会決議により、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、業務の適正を確保するための体制の整備・運用をしております。また、実施状況及び諸情勢の変化等に応じて必要な整備を行うこととしており、直近では平成28年1月18日開催の取締役会において、下記のとおり見直し、決議いたしております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、取締役及び使用人の職務の適法性を確保するため、コンプライアンス（法令遵守）があらゆる企業活動の前提条件であることを決意し、「コンプライアンス規程」を定め、各役職員に周知徹底させる。
 - ② リスク管理を統括する組織として、代表取締役を委員長とする「リスク管理委員会」を設置する。リスク管理委員会は、各役職員に対するコンプライアンス教育・研修の継続的实施を通じて、全社的な法令遵守の推進に当たるものとする。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 当社では、取締役の職務執行に係る事項である議事録、会計帳簿、稟議書、その他の重要な情報等については、文書管理規程等に従い、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
 - ② 取締役、監査役その他関係者は、これらの規程に従い、その職務遂行の必要に応じて上記の書類等を閲覧することができるものとする。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制構築の基礎として、毎月一回の定時取締役会を開催するものとする。また、重要案件が生じたときは、臨時取締役会を随時開催するものとする。
- ② 取締役会は、当社の財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理体制の確立を図るため、横断的組織としてリスク管理委員長（代表取締役）を中心とした「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理体制の整備及びリスクの予防に努めるものとする。
- ② リスク管理委員会での状況のレビューや結果は、逐次取締役会に報告し決定する。また、その結果については、監査役会にて報告する。

(5) 当社における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の運営管理及び内部統制の実施に関しては、内部監査室がこれを担当するものとする。
- ② 内部監査室は、当社の内部統制の状況について、必要の都度、取締役会に報告するものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役がその補助職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、合理的な範囲でスタッフとして監査役会事務局をあてることとする。
- ② 監査役の補助業務にあたる使用人は、その間は監査役の指示に従い職務を行うものとする。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役及び使用人は、監査役に対して職務の執行、当社に重大な影響を及ぼす事項、経営の決議に関する事項については、監査役会に対して、その内容を速やかに報告するものとする。
 - ② 当社は、監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
 - ③ 取締役は、監査役が取締役会及びその他重要な会議又は委員会に出席し、必要あると認めるときは、意見を述べることができる体制を確保する。
 - ④ 取締役は、監査役が決裁内容の合理性、適法性を検証するため、決裁書の通知先に監査役を常設する。
- (8) 監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は責務の処理に係る方針に関する事項
- ① 当社は、監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (9) その他の監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
- ① 代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、業務執行状況について意見交換する。
 - ② 取締役は、監査役が定期的な会合を取締役及び使用人との間で開催し、業務執行状況について意見交換できる体制を確保する。
 - ③ 取締役は、監査役が必要に応じて取締役及び使用人に対して、ヒアリング、往査その他の方法により、実態を把握することができる体制を確保する。

(10) 反社会的勢力排除のための体制

- ① 当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）との関係を一切遮断する。
- ② 当社は、反社会的勢力排除のため、以下の内容の体制整備を行う。
 - ア. 反社会的勢力対応部署の設置
 - イ. 反社会的勢力に関する情報収集・管理体制の確立
 - ウ. 外部専門機関との連携体制の確立
 - エ. 反社会的勢力対応マニュアルの策定
 - オ. 暴力団排除条項の導入
 - カ. その他反社会的勢力を排除するために必要な体制の確立

6-2. 業務の適正を確保するための体制等に関する運用状況の概要

取締役会は、取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しております。

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、監査法人及び内部監査室との間で定期的に情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備及び運用状況を確認しております。

内部監査室は、「内部統制計画書」に基づき、当社の内部監査を実施しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しております。しかしながら、本書提出日現在、当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業の多角化、新規事業への取り組み等のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化に向けた投資に充当することで、さらなる業容拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針がありますが、配当の実施及びその時期等については現時点において未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針と考えております。配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。また、当社は中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,032,343	流 動 負 債	211,609
現 金 及 び 預 金	736,241	買 掛 金	43,393
売 掛 金	163,889	1年内返済予定長期借入金	44,984
繰 延 税 金 資 産	8,898	未 払 金	22,180
前 払 費 用	99,308	未 払 費 用	41,250
未 収 還 付 法 人 税 等	23,634	未 払 消 費 税 等	9,721
未 収 入 金	383	前 受 金	16,973
そ の 他	116	預 り 金	7,426
貸 倒 引 当 金	△129	賞 与 引 当 金	25,680
固 定 資 産	88,134	固 定 負 債	49,247
有 形 固 定 資 産	18,121	長 期 借 入 金	49,247
建 物 (純 額)	12,224	負 債 合 計	260,856
工具、器具及び備品 (純額)	5,896	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	30,964	株 主 資 本	859,621
ソ フ ト ウ エ ア	30,856	資 本 金	341,192
そ の 他	107	資 本 剰 余 金	320,602
投 資 そ の 他 の 資 産	39,048	資 本 準 備 金	320,602
破 産 更 生 債 権 等	64	利 益 剰 余 金	197,826
繰 延 税 金 資 産	12,171	そ の 他 利 益 剰 余 金	197,826
差 入 保 証 金	26,876	繰 越 利 益 剰 余 金	197,826
貸 倒 引 当 金	△64	純 資 産 合 計	859,621
資 産 合 計	1,120,477	負 債 純 資 産 合 計	1,120,477

損 益 計 算 書

(自 平成29年 4 月 1 日)
(至 平成30年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,345,735
売 上 原 価		575,490
売 上 総 利 益		770,244
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		740,393
営 業 利 益		29,850
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7	
助 成 金 収 入	2,543	
協 賛 金 収 入	900	
そ の 他	1,277	4,728
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	816	
そ の 他	13	830
経 常 利 益		33,748
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	353	353
税 引 前 当 期 純 利 益		33,394
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7,230	
法 人 税 等 調 整 額	2,712	9,943
当 期 純 利 益		23,451

株主資本等変動計算書

（自 平成29年4月1日）
（至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株 主 資 本 計	
		資 本 金 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	337,377	316,787	316,787	174,375	174,375	828,539	828,539
当 期 変 動 額							
新株の発行（新株予約権の行使）	3,815	3,815	3,815			7,630	7,630
当 期 純 利 益				23,451	23,451	23,451	23,451
当 期 変 動 額 合 計	3,815	3,815	3,815	23,451	23,451	31,081	31,081
当 期 末 残 高	341,192	320,602	320,602	197,826	197,826	859,621	859,621

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

平成28年4月1日以降に取得した建物については定額法、その他については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 4～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(2) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで区分掲記しておりました「商標権」(当事業年度は107千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、無形固定資産の「その他」に含めて表示しております。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 17,258千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当期首 株式数	当期 増加株式数	当期 減少株式数	当期末 株式数
普通株式	962,300株	1,001,700株	一株	1,964,000株

(変動理由の概要)

1. 株式分割による増加 962,300株
2. 新株予約権の権利行使による増加 39,400株

(注) 当社は、平成29年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

(2) 自己株式の数に関する事項

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度末日における当社が発行している新株予約権(会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の数に関する事項

普通株式 88,600株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、設備投資や事業計画に基づき、主として銀行借入により資金調達しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。借入金は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。未収還付法人税等は、1年以内に期限が到来するものであります。差入保証金は、主に事務所の賃貸契約における保証金であります。営業債務である買掛金、未払金、未払費用は、その全てが1年以内の支払期日であります。長期借入金は、主に運転資金を用途とした資金調達であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状況の悪化等による回収懸念の軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクに晒されておりますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各本部からの報告に基づき企画管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

7. 金融商品の時価に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	736,241	736,241	—
(2) 売掛金	163,889		
貸倒引当金(※)	△129		
	163,759	163,759	—
(3) 未収還付法人税等	23,634	23,634	—
(4) 差入保証金	26,876	26,668	△207
資産計	950,512	950,304	△207
(1) 買掛金	43,393	43,393	—
(2) 未払金	22,180	22,180	—
(3) 未払費用	41,250	41,250	—
(4) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	94,231	93,909	△321
負債計	201,055	200,734	△321

(※) 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 差入保証金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

- (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)

これらの時価については、元利金の合計額を、同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

繰延税金資産	(単位：千円)
賞与引当金	7,863
ソフトウェア	12,242
差入保証金	2,170
未払費用	1,148
未払事業税	560
その他	334
繰延税金資産小計	24,319
評価性引当額	△2,527
繰延税金資産合計	21,792
繰延税金負債	
未収還付事業税	721
繰延税金負債合計	721
繰延税金資産純額	21,070

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 437円69銭
(2) 1株当たり当期純利益 12円08銭

(注) 当社は、平成29年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月15日

株式会社 イノベーション
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 真 一 郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 善 方 正 義 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イノベーションの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等の監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規程及び監査役監査基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、また、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査するとともに、必要に応じて説明を求めました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査に関しては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について四半期ごとに報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に基づき、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を整備している旨の通知を受けるとともに、平成29年3月31日に金融庁から公表された「監査法人の組織的な運営に関する原則」への適用状況についても説明を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であり、その整備と運用に関し、継続的な見直しと改善が図られているものと認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月22日

株式会社イノベーション 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 水谷利明 ㊟

監査役(社外監査役) 小山貴子 ㊟

監査役(社外監査役) 今津泰輝 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

取締役の経営責任を明確にするとともに、経営環境の変化に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の<u>うち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②補欠又は増員により、<u>選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>附則 第20条の規定にかかわらず、平成29年6月23日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成31年開催の定時株主総会終結の時までとする。本附則は、期日経過後これを削除する。</p>

第2号議案 取締役4名選任の件

本総会終結のときをもって取締役3名の任期が満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	富田 直人 (昭和40年2月21日生)	昭和62年4月 株式会社リクルート(現 株式会社リクルートホールディングス)入社 平成12年12月 当社設立 代表取締役(現任) 平成27年4月 株式会社NTI 代表取締役(現任)	914,000株
2	長谷川 正和 (昭和41年12月6日生)	平成元年4月 東京海上火災保険株式会社(現 東京海上日動火災保険株式会社)入社 平成8年9月 水上税務会計事務所入所 平成17年2月 前山税理士事務所入所 平成19年1月 株式会社オペレーション設立 代表取締役就任(現任) 平成19年8月 株式会社ハピネス・アンド・ディ 監査役(現任) 平成22年12月 当社取締役(現任) 平成24年8月 長谷川正和税理士事務所設立 所長(現任) 平成28年5月 フュージョン株式会社監査役(現任)	20,000株
3	※ 山崎 浩史 (昭和40年10月10日生)	平成2年4月 株式会社クラレ入社 平成12年7月 トランス・コスモス株式会社入社 平成17年4月 株式会社ザッパラス入社 平成17年7月 同社取締役 平成22年7月 同社監査役 平成25年5月 株式会社パロックジャパンリミテッド入社 平成27年5月 同社取締役常務執行役員 平成29年5月 同社専務取締役	一株

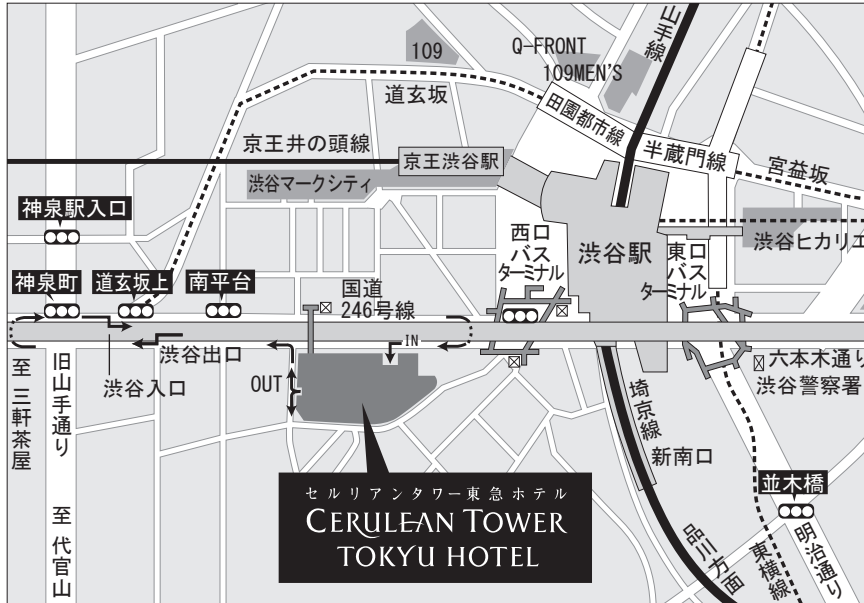
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	※ 信田 健児 (昭和55年1月26日)	平成14年4月 株式会社日立システムアンドサービス(現株式会社日立ソリューションズ)入社 平成20年1月 アクセンチュア・テクノロジー・ソリューションズ株式会社(現 アクセンチュア株式会社)入社 平成24年5月 アクセンチュア株式会社入社 平成29年10月 当社入社 平成30年4月 当社執行役員 技術開発本部長(現任)	一株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 富田直人氏は、代表取締役として長年にわたり当社の経営を担っており、その経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識を活かし、取締役会を有効に機能させ、当社の持続的な成長と企業価値向上を推進する適切な人材と判断し、取締役の選任をお願いするものであります。
4. 長谷川正和氏は、社外取締役候補者であります。
5. 長谷川正和氏は、税理士としての会計税務に関する専門的な知識と豊富な経験を有していることから、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に寄与するものと判断し、社外取締役に選任をお願いするものであります。
6. 長谷川正和氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年6ヵ月となります。
7. 当社は、長谷川正和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
8. 山崎浩史氏は、上場会社における管理部門の管理者として長年の経験を有しており、当社においても、今後の企業価値向上の実現のために必要な人材と判断し、取締役の選任をお願いするものであります。
9. 信田健児氏は、当社の執行役員技術開発本部長を務め当社の事業に精通し、当社の経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と経営戦略全般に関する幅広い見識を有していることから、当社の経営強化が期待できると判断し、取締役に選任をお願いするものであります。

以上

株主総会会場ご案内図

1. 日時 平成30年6月22日（金曜日）午前10時（受付開始午前9時）
2. 場所 東京都渋谷区桜丘町26番1号
セルリアンタワー東急ホテル 39階
電話 03（3476）3000



交通 JR 山手線・埼京線・湘南新宿ライン
東急電鉄 東急東横線・田園都市線
東京メトロ 銀座線・半蔵門線・副都心線
京王電鉄 井の頭線
各「渋谷駅」より徒歩5分

◎駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。